

16川監公第11号

平成16年8月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	館	健	三
同	奥	宮	京子
同	本	間	悦雄
同	西	村	英二

監査の種別 定期監査(工事監査)

監査の対象 まちづくり局

監査の範囲 平成15年度に発注した工事及び平成14年度から継続していた工事で、平成16年3月31日までに完成した工事

監査の期間 平成16年4月1日から
平成16年7月29日まで

監査の結果

今回の監査は、まちづくり局が発注した工事のうちから、30件(別表)を抽出し、その設計、施工及び検査が適正かつ効率的に執行されているか、特に施工については、安全が確保されているか、工事に伴う廃棄物の処理が適正に行われているかなどを重点的に実施した。

その結果、おおむね適正に執行されていたが、一部次のとおり設計及び施工に関して改善措置を要する事項が見受けられた。

1 適切な仕様で設計を行うべきもの

(仮称)久末デイサービスセンター新築屋外附帯工事は、建物の外周部の舗装、雨水排水施設の設置、植栽の整備等の工事である。

このうち、雨水排水施設の側溝については、入口、駐車場及び建物外周部に大型車両の通行に耐えられる強度の仕様による側溝を設置した。

しかしながら、駐車場の一部及び建物外周部において、明らかに大型車両の通行が想定されない箇所についても、同じ強度の仕様の側溝を設置した。

設計に当たっては、現場条件に応じて経済性を配慮した適切な仕様で設計を行われたい。

(別表監査番号26)

2 安全管理を徹底するよう指導すべきもの

中原保健所屋上防水改修工事は、屋上防水の老朽化に伴い雨漏りが発生したため施工した改修工事である。

改修工事は地上10m以上での高所作業であり、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条において、高さ2m以上の作業床で作業を行うときは、「労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない」と規定されている。

しかしながら、本工事では作業員が安全帯等を使用しないで危険な作業を行っていた。

高所作業に当たっては、安全帯を使用させる等の安全管理を徹底するよう指導されたい。

また、日本民家園旧三澤家住宅保存修理工事は、旧三澤家住宅の屋根の老朽化に伴う補修工事である。

建築現場での作業については、労働安全衛生規則第539条において、高層建築現場等の場所で作業を行うときは、「物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない」と規定されている。

しかしながら、本工事では作業員が保護帽を着用しないで危険な作業を行っていた。

建築現場での作業に当たっては、保護帽を着用させる等の安全管理を徹底するよう指導されたい。

（別表監査番号12、25）